

民事法における期間概念、アジアの家族法調査、法整備支援

氏名: 大川 謙蔵 (おおかわ けんぞう) 学部: 学部: 法学部 学科: 法律学科 職階: 職階: 講師 連絡先: 下段、お問合わせ先をご参照ください。	写真
---	----

研究の概要

1. 民事法における期間規定がもたらす問題および妥当性の研究をしています。期間規定について言われるその目的が、現実にはどのような役割を果たしているのか、どのような結果をもたらしているのかについても考察を行っております。その際に、比較法の対象としてドイツ法を中心に取り上げております。
2. 法務省によるラオス人民民主共和国の家族法および家族関係の法制度調査に協力を行いました。これは、国際結婚等が生じた場合に、相手国の情報が非常に重要になることから、その情報を得る必要があったからです。特に、アジアの法情報は不足しています。そこから、現在ではアジアの家族法状況を調査し、各国の研究者とも連携を採っております。
3. 現在、上記の縁から、ラオス人民民主共和国の民法典作成支援にも協力しております。これは、日本が、アジア各国で行っている、取引に関する法律を中心とした法整備支援の一つのプロジェクトになります。

特長・効果

1. 権利行使に関する期間制限は特に、消滅時効と除斥期間の二つに区分される。これらの法定の期間を経過すると、自己の権利の主張が法的に認められなくなる可能性がある。これに関して、例えば、科学技術の進歩により、過去の状況などの証明も容易にできるようにもなり、単純に期間の経過によって事実状態の証明が困難となるとは言い難い状況が生まれてきている。このような、権利の消滅を認めることが不公平、不平等ではないかと思われる事例に対して、このような状況について、どのような法的理由に基づいて、権利消滅を防ぐのかについて検討の対象としている。それにより、今後の判例の予測ができ、かつ、判例に対する批判を行い、判例変更等を迫る場合もありうる
2. アジアの法状況の調査は、毎年、各国の大学・裁判所等に赴き、法律の確認、実務の調査、現地書面の取得等を行っている。これにより、アジア各国の人との国際結婚・離婚等が生じた場合に、裁判において正確・適切な相手国の法律を使うことができることが考えられる。
3. ラオスの法整備支援は、ラオス司法省・検察庁・ラオス国立大学・裁判所と協力しつつ、その法案についてアドバイス等を行っている。日本だけに限らず、各国が法整備支援を行っている。支援国間の連携をとること、および、政治的対立をいかに避けるのかが必要となる。日本の法的な考え方を、ラオスの法曹と共有することができる。

利用用途

【関連資料・特許・文献・参考事項】

1. 「ドイツ法における除斥期間概念の検討——規定内容と性質を中心として——」法政論叢 46 巻 1 号 138～155 頁(2009 年)
2. 「売買における瑕疵担保請求権の期間制限の意義——ギーゼラー・レールの議論からみた日本の瑕疵担保請求権の期間制限の問題——」摂南法学 42・43 合併号 1～36 頁(2010 年)
3. 小川富之・伊藤弘子・大川謙蔵「1991 年ラオス家事登録法(1)」戸籍時報 680 号 60～63 頁(2011 年)
4. 小川富之・伊藤弘子・大川謙蔵「1991 年ラオス家事登録法(2)」戸籍時報 681 号 37～41 頁(2012 年)
5. 小川富之・伊藤弘子・大川謙蔵「2004 年ラオス国籍法」戸籍時報 683 号 34～40 頁(2012 年)
6. 大川謙蔵・西内祐介翻訳:ディーター・メディクス、イエンス・ペーターセン著『ドイツ民法の基礎知識: 請求権根拠に関する基本書』(1)(2)(3)(4)近畿大学法学 63 巻 1 号、3・4 号、64 巻 1 号、64 巻 4 号(2015 年・2016 年・2017 年)
7. 松尾弘・大川謙蔵「ラオスにおける民事関係法制に関する調査研究」法務省法務総合研究所国際協力部 HP(ラオス)(2016 年)
8. 「ラオスにおける民法典編纂と法整備支援: 総則、人・法人」比較法研究 77 巻(2015 年)